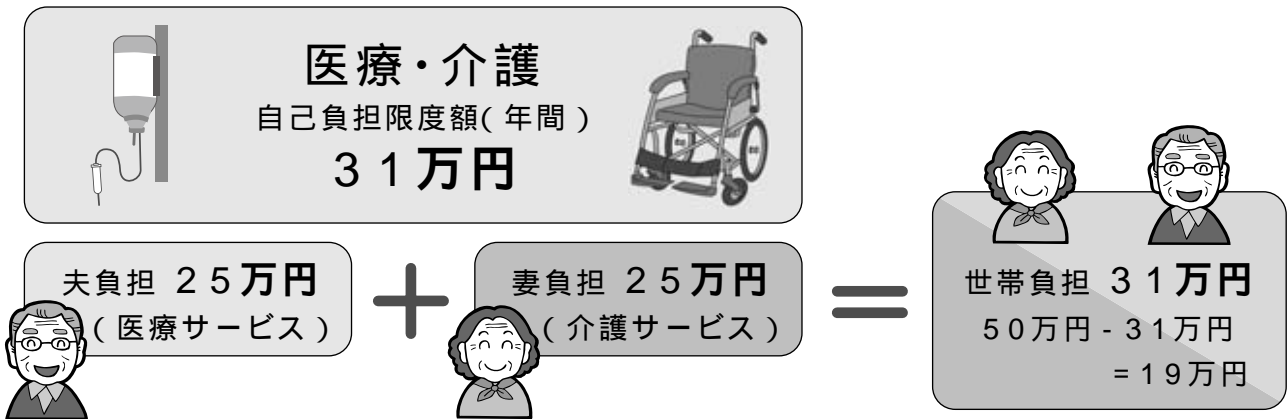
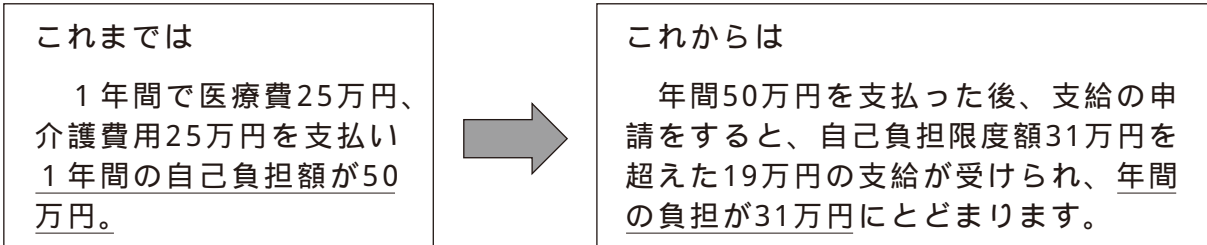


# 《高額医療・高額介護合算療養費制度》

## 負担軽減の例

<夫婦2人世帯のともに72歳・町民税非課税の例>

国民健康保険で25万円の医療費と介護保険で25万円の介護費用を支払った場合



申請により差額の19万円が支給されることとなります。

## 申請受付

- ・ 印鑑、振込先の分かるものを持参してください。
- ・ 申請受付は毎年7月31日時点で加入していた保険者で行います。
- ・ 介護保険・国民健康保険・長寿（後期高齢者）医療制度の世帯の方で支給の可能性のある方には12月以降にお知らせしますので、記載された問い合わせ先の窓口申請してください。
- ・ 町外へ転出、または町外から転入された方、ほかの健康保険から国民健康保険、長寿（後期高齢者）医療制度に変わった方は転入前の市町村や以前加入していた医療保険制度への手続きが必要となります。（お知らせは送付しません）
- ・ 申請方法

国民健康保険または長寿（後期高齢）医療制度・介護保険のみの世帯の方  
保険課の窓口で申請をしてください。

社会保険・国民健康保険・長寿（後期高齢者）医療制度の世帯の方  
社会保険で事前に自己負担額証明書を取得して、保険課の窓口で申請をしてください。

社会保険・介護保険のみの世帯の方

社会保険で申請をしてください。必要な場合は保険課の窓口で自己負担額証明書を取得してください。

国民健康保険から社会保険に変わった世帯の方

国民健康保険で自己負担額証明書を発行しますので、保険課で手続きしてください。

## 問い合わせ先

保険課 ☎(48)1111

介護保険に関すること：介護保険係（内228・290）

国民健康保険に関すること：国保係（内214・216）

長寿（後期高齢者）医療制度に関すること：医療年金係（内257・215）